

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

この法律における「遺伝子組換え生物等」その他この法律における主な用語の定義を定めること。

（第二条関係）

三 主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、基本的事項を定めるものとする。

（第三条関係）

第二 第一種使用等

一 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、その使用等による生物多様性影響を評価し、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならないこと。

二 主務大臣は、第一種使用規程の承認をしたとき等は、公表すること。

三 主務大臣は、この法律に違反して第一種使用等をした者に対し、必要な措置を命ずることができること。

四 主務大臣は、環境の変化、科学的知見の充実等により生物多様性影響を防止するため緊急の必要があるとき等は、第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を命ずることができること。

五 第一種使用等をしている者は、事故時には、応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況等を主務大臣に届け出ること。また、主務大臣は、応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、応急の措置を命ずることができること。  
(第四条から第十一条まで関係)

### 第三 第二種使用等

一 第二種使用等をする者は、主務省令により定める拡散防止措置を執らなければならないこと。

二 一の拡散防止措置が定められていない第二種使用等をする者は、主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならないこと。

三 主務大臣は、この法律に違反して第二種使用等をした者に対し、必要な措置を命ずることができること。

四 主務大臣は、科学的知見の充実により遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるに至ったときは、第二種使用等をしている者等に対し、必要な措置を命ずることができること。

五 第二種使用等をしている者は、事故時には、応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況等を主務大臣に届け出ること。また、主務大臣は、応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、応急の措置を命ずることができること。  
(第十二条から第十五条まで関係)

#### 第四 検査対象生物の検査

一 遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らずに輸入するおそれが高い場合等主務大臣が指定する場合に、輸入しようとする者は、主務大臣に届け出なければならないこと。

二 主務大臣は、届出者に対し、その者が輸入する生物について、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた

者の行う検査を受けることを命ずることができること。

三 二の検査を行うことができる登録検査機関制度を創設すること。

(第十六条から第二十四条まで関係)

## 第五 情報の提供

一 主務大臣は、第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等について、その使用等が適正に行われるようにするため、必要に応じ、その譲渡等を受けた者に提供すべき情報を定め、これを公表すること。

二 遺伝子組換え生物等の譲渡等をするときは、一の情報等を文書の交付等の方法により提供しなければならないこと。

三 主務大臣は、二に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡等が行われた場合において、生物多様性影響があると認めるときは、その譲渡等を行った者に対し、必要な措置を命ずることができること。

(第二十五条・第二十六条関係)

## 第六 輸出

一 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、輸入国に対し、通告をしなければならないこと。

- 二 遺伝子組換え生物等は、使用等の態様等を表示したものでなければ輸出してはならないこと。
- 三 主務大臣は、一又は二に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合、生物多様性影響がある  
と認めるときは、その輸出をした者に対し、必要な措置を命ずることができること。

(第二十七条から第二十九条まで関係)

## 第七 雑則

- 一 主務大臣は、遺伝子組換え生物等の使用等をした者等からその行為の実施状況等の報告を求めることが  
ができる。
- 二 主務大臣は、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をした者等がその行為を行う場所等に立ち入  
らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量  
に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができること。
- 三 二の立入検査等は独立行政法人農林水産消費技術センター等に行わせることができること。
- 四 国は、遺伝子組換え生物等及びその使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を  
図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう

努めること。

五 国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評価に係る情報、四により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする事。

(第三十条から第三十七条まで関係)

第八 罰則について必要な規定を設ける事。

(第三十八条から第四十八条まで関係)

第九 施行期日等

一 この法律の施行期日について定める事。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設ける事。

(附則第二条から附則第五条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第七条)

四 この法律の施行に伴う関連法律の改正を行うものとする事。

(附則第八条から附則第十五条まで関係)